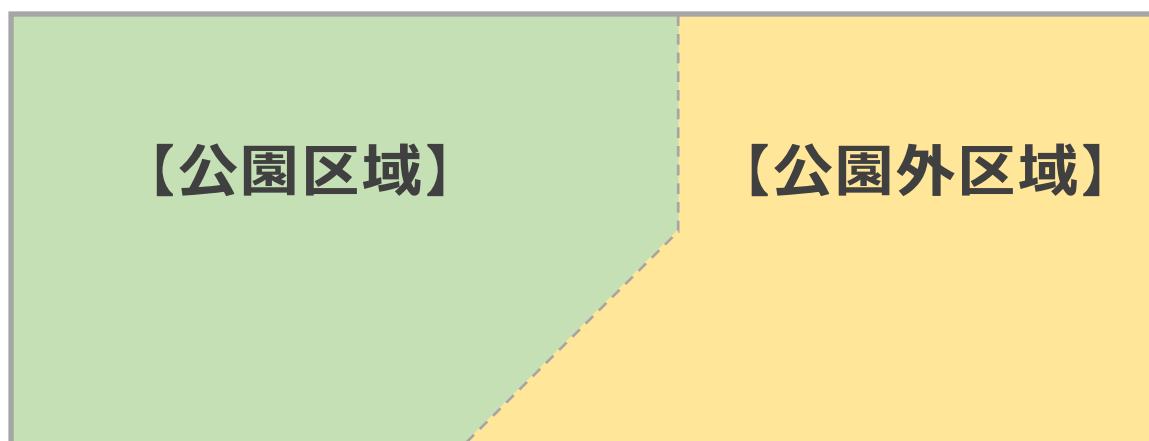


# ボールパーク構想に係る 行政サポートについて

土地の用途に応じて、ボールパーク内を公園区域と公園外区域に整理し、公園区域（行政財産）について、行政サポートを行います。

<イメージ>



<用途イメージ（HBPイメージより）>

□ 公園区域となる用途	□ 公園外区域となる用途
<ul style="list-style-type: none"><li>・ スタジアム</li><li>・ 屋外野球場</li><li>・ 駐車場</li><li>・ 園路</li><li>・ アスレチック施設</li><li>・ レジャー施設（キャンプ場等）</li><li>・ その他スポーツ施設</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ホテル</li><li>・ 物販、飲食施設（スタジアム併設以外）</li><li>・ 住宅</li><li>・ オフィス</li><li>・ 医療機能</li><li>・ 教育機能</li></ul>

それぞれの範囲については、HBPによる施設計画決定後（2018年中を予定）に整理することとする。

## <行政サポート内容>

### 1. 土地の使用料・貸付料

- ・公園区域 ⇒ 原則無料
- ・公園外区域 ⇒ 貸付料徴収

公園区域について、使用許可期間に応じて使用料及び貸付料を原則無料として貸付を行う。なお、公園外区域については、北広島市財産管理規則に基づき、普通財産の貸付料を徴収する。

※北広島市都市公園条例の改正

### 2. 税制優遇

- ・公園区域 ⇒ 固定資産税・都市計画税を一定期間免除（10年間）
- ・公園外区域 ⇒ 徴収

公園区域内施設について、固定資産税及び都市計画税を免除し、その期間は10年間とし、11年目以降は市を含む当該者間で協議を行うものとする。なお、公園外区域については、北広島市税条例に基づき徴収する。

※北広島市税条例の改正

### 3. インフラ整備

- ・交通アクセスの向上 ⇒ 新設アクセス道路の整備、既存周辺道路の拡幅
- ・上下水道（本管）の敷設
- ・新駅における駅前広場の整備

### 4. エリア整備

- ・用地取得 ⇒ 未買収地の用地取得（10.2ha）
- ・粗造成 ⇒ 公園区域内の新球場建設部分などについて、樹木伐採や工事車両が走行できる程度の粗造成を実施予定

### 5. 組織体制の強化

- ・平成30年5月1日 ⇒ 「ボールパーク推進室 ボールパーク推進課」の新設
- ・平成30年7月1日 ⇒ ボールパーク推進室内に「ボールパーク施設課」の新設